

第三十四回国会 大蔵委員會議録 第七号

昭和三十三年三月一日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 植木庚子郎君

理事 足立 篤郎君 理事 小山 長規君

理事 坊 秀男君 理事 山下 春江君

理事 山中 貞則君 理事 岡田忠次郎君

理事 廣瀬 勝邦君

荒木萬壽夫君 押谷 富三君

加藤 高藏君 嶋田 宗一君

黒金 泰美君 進藤 一馬君

田邊 國男君 竹下 登君

西村 英一君 濱田 幸雄君

古川 丈吉君 毛利 松平君

山本 勝市君 石野 久男君

石村 英雄君 加藤 勘十君

久保田鶴松君 堀 昌雄君

横山 利秋君 大貫 大八君

松尾トシ子君

出席政府委員

大蔵政務次官 奥村又十郎君

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 白石 正雄君

(国税庁直税部長)

大蔵事務官 泉 美之松君

(国税庁間税部長)

大蔵事務官 竹村 忠一君

(国税庁調査部長)

専門員 坂井 光三君

二月二十五日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠

として北山愛郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員北山愛郎君辞任につき、その補欠として堀昌雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員石村英雄君辞任につき、その補欠として岡田良一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡田良一君辞任につき、その補欠として石村英雄君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十七日

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第七九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第七九号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

税制に関する件

○植木委員長 これより會議を開きます。

去る二月二十四日付託になりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び同二十七日付託になりました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案の両案を議題といたします。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

第一部を改正する法律案及び同二十七日付託になりました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案の両案を議題といたします。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

に關する法律案

國際開發協會への加盟に伴う措置に關する法律

(目的)

第一条 この法律は、國際開發協會(以下「協會」という。)へ加盟するために必要な措置を講じ、及び國際開發協會協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資額)

第二条 政府は、協會に対し、この法律の施行の日における基準外國為替相場(外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七條第一項(外國為替相場)の基準外國為替相場をいう。)で換算した本邦通貨の金額が百二十億九千二百四十万円に相当する協定第二條第二項(以下「協定」)に規定する合衆國ドルの金額の範圍内において出資することが出来る。

(出資の方法)

第三条 政府は、協會に対し、金又は自由交換可能通貨(協定第二條第二項(以下「協定」)に規定する自由交換可能通貨をいう。以下同じ。)で、前條の規定による出資をすることが出来る。

(國債による出資)

第四条 政府は、前條の規定により協會に出資する自由交換可能通貨が本邦通貨である場合には、当該本邦通貨に代えて、その一部を國債で出資することが出来る。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として國債を発行することが出来る。

3 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第五條第三項から第五項まで(國債の發行條件)及び第六條から第十條まで(國債の償還、國債整理基金特別會計への繰入れ等)の規定は、前項の規定により發行する國債について準用する。この場合において、同法第五條第四項、第六條及び第七條第一項中「基金又は銀行」とあるのは、「國際開發協會」と読み替へるものとす。

(寄託所の指定)

第五條 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七條(業務)の規定にかかわらず、協定第六條第九項の規定による協會の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行なうものとする。

附則

1 この法律は、協定の効力發生の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第九号中「及び國際金融公社」を、「國際金融公社及び國際開發協會」に改める。

理由

国際開発協会への加盟に伴い、同協会に対する出資の額及びその方法等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○榎本委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官奥村又十郎君。

○奥村(又)政府委員 ただいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国の財政の健全化をはかる等の目的から、補助金等の整理合理化につきまして、昭和二十九年以降の予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものにつきましては、補助金等の臨時特例等に関する法律により、その特例措置を講じてきたのであります。

政府といたしましては、補助金等の整理合理化につき、今後ともなお調査検討を進めて参る所存であります。昭和三十一年度予算の編成にあたりまして、各種補助金等につき検討の結果、一般的には、同年度においても引き続き同法による特例措置を講ずることとし、その有効期限を昭和三十六年三月三十一日まで延長することとしたしました。

なお、漁船損害補償法及び外航船舶

建造融資利子補給及び損失補償法に基づき補助金のこの法律による特例措置につきましては、検討の結果、この特例措置を恒久化することが適切と考えられますので、別途それぞれ関係委員会において御審議をお願いすることといたして、御了承願ひいたします。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。この法律案は、別途御審議を仰ぐこととなっております。国際開発協会協定に基づきまして、わが国が国際開発協会に加盟することに伴い必要な措置を規定することを目的とするものであります。

国際開発協会すなわち、いわゆる第二世銀は、世界経済の繁栄のためには先進諸国が一体となって低開発諸国の経済開発を援助することがきわめて重要であるとの認識に基づきまして、新たに設けられることとなった国際的な開発金融機関であります。このような国際機関としてはすでに世界銀行等があるわけでありまして、それらの性格上、融資の対象、条件等におのずから制約があり、そのため低開発諸国の開発援助をより効果的な方法により促進するため、新たな国際機関を設立することが要請されたのであります。

次に、この法律の概要を申し上げます。国際開発協会協定によりわが国の出資額は三千三百五十九万合衆国ドルすなわち百二十億九千二百四十万円となっておりまして、政府は、この金額を限度として同協会に対して出資し得ることを規定いたしました。この出資は金または自由交換可能通貨で行なうこととなっております。なお、協定によりまして、自由交換可能通貨として本邦通貨を出資することが認められております。

次に、協定によりまして、出資額の一部については、それが本邦通貨である円で払い込まれる場合には、本邦通貨の払い込みを国債の交付によつてかえることが認められておりますので、この出資のために協会に交付する国債の発行等に関して必要な事項を規定いたしました。

なお、この国債は、協会から要求のあり次第直ちに現金で支払われるべきものでありますので、政府は協会からこの国債について償還の要求があった場合には直ちに償還を行なうとともに、償還財源に不足がある等のため償還できない場合を考慮して、政府はその償還できない金額に相当する国債の買い取りを日本銀行に対して命ずることができるといたしましたのであります。

次に、協会が保有する本邦通貨その

他の資産の寄託所として日本銀行を指定することといたしました。

以上がこの二法案の提案の理由及び内容の概略であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○榎本委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○榎本委員長 酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 今回、合成酒の級別の発展的解消と準一級酒の創設のために、酒税法の一部を改正する法律案が提案されております。ところで、業界の関心事は、やはり花どきを控えまして早くこの法律を通してくれ、こういうものも必要がございまして、ところ、私どもは、租税の三大柱である酒税につきましては、いろいろ検討すべきことが多いのでありまして、必ずしもこの業界の要望に即時にこたえるということには対しましては、いささか疑問を持っております。そこで、内々事情をよく聞いてみますと、早く法律を通してくれというこの主張の具体的な理由として、法律が通つて後、相当期間級別審査の時間を要するというところでございまして、そこで、行政当局の方におきましては、法律が確定してから発足するといふふうには必ずしもかたくなに考えず、並行的に準一級酒に関する級別の調査といふ点で、その問題につきましては準備行為をばや積極的に並行的に進めたいのではありませんか、かように考えま

すが、どのように政府はお考えになっておるか。

○奥村(又)政府委員 非常に野党の皆さんから御親切な御質問でありまして、事務的な問題でありますので、主税局長から御答弁をさせていただきます。

○原政府委員 お話の通り、ちょうど四月から花見ときでございますし、なるべく早く出したいという気持もありますので、そのために、お話の審査その他の準備的な行為が要るわけですが、法律をお認め願ひますまでは、それは建前としてはできないわけでございまして、お許し願ひれば、事実上は三月中にやらしていただきました。法律をお認め願ひれば、それに基づいて審査の正式決定を即刻いたすことができるよう事実上の行為をやらしていただきますと思ひますので、ぜひそれを御了承いただきたくと思ひます。

○平岡委員 そのように一つ並行的に進めて下さい。

○榎本委員長 次に、税制に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 三十五年度の予算案で、税の改正法案は重油、原油の問題だけで、本年度はあまり具体的な論争がない。しかし、一番中心になりましたのが、二千五百五十億円の自然増収がありながら、それをなぜ減税しないのかという点であります。私は今回政府がとった措置については根本的に立場を

異にするのでありますが、今後政府は税制改正についてどういう構想を持っておられるのかという点を中心に、また明年度の税の徴収はいかにして行なわれるかということを中心に、お伺いをいたしたいと思っております。

まず第一に、大蔵大臣は、衆参両院において、三十六年には減税をするということを抽象的に言いました。それでは何が中心になるのかという点については、あまり明らかにしていないのであります。今年は相済まないけれども三十六年には減税をするという以上は、こまかいことでもなくとも、大綱としてこの問題とこの問題が税制改正の中心になるということがあつてしかるべきだと思つております。そこでまず政府側の今後の税制改正についての大概的な考え方を承りたいのです。前も一つで断わりしておきますが、どうぞ一つできる限り具体的に御答弁をお願いいたします。

○奥村(又)政府委員 大蔵大臣、ほかの委員会等で、昭和三十六年度に減税をするということを御答弁なさつたのであります。その程度のもので、どのようにするということについては明らかにしなかつたように承知しております。何と申ししても、もし三十六年度に減税をするといつたとしても、歳入歳出全体の財政規模というものが問題であります。またそれのもとなる経済の今後の動き、見通しというものがある大きな要素でありますから、今からこれらの見通しというものはどうもいつけれないと思つております。御承知のように、政府といたしましては、昨年から内閣に作り出した税制調査会において、三年の間に根本的に、

国税、地方税を通じてのあらゆる問題点を今研究、調査しております。その答申を待つて順次実施したい、こういう基本方針を持つておりますので、これらの調査会の結論と相俟つて、三十六年度にまず結論の出たものから順次取り上げて参りたい、こういうことではあります。今お尋ねのような、どのような方向にどの程度ということについては、はっきりした御答弁はいたしかねるので、御了承願ひたいと存じます。

○横山委員 それは、次官、いささか通り一べん過ぎると思つて。この間でも、それがもう配付をされて、私も読んでゐるから、その読んでゐる立場でお話を願ひなければだめなんです。少なくとも、これを配付されて、政府としてはこういうことで今研究をいたしておられますということとを私も文書をもつて説明をされてゐる。こういうことというものは、国税通則法を作りたといふ。それから再調査または審査の請求訴訟に關することをしたい。企業課税について結論を得たい。税制の中央、地方を通ずる再配分について結論を得たい。その中で、少なくともいふわけは、税制改正として中心になるのは、企業課税に相当重心を置いて議論をされてゐる。これを出された以上は、そこに税制改正の中心点がある。しかし私も考えられないが、私もどうもしてはいささかここで見解を異にする。だから聞いておるのは、このまま政府の税制改正の方向だと受け取つてよろしいかという意味で私は聞いておるのですから、何もこれで何百億になるとかどうとかいうこまかい議論でなく、大筋の議論としていささか態度を

明らかにされることを私は要望したい。○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

○奥村(又)政府委員 御指摘のようによつて、先般差し上げました資料にもありますように、税制調査会としては、国税通則法とも申すべき税の徴収の制度と、あるいは再調査、再審査の制度、訴訟の制度といったものを根本的に再検討する、企業課税の制度も改める、あるいはその他御指摘のようなことを税制調査会で取り上げていただいて、ただいま検討していただいております。しかし、これはそれと減税と結びついたものではないと思つておられます。その中の企業課税につきましても、必ずしもこれは減税によつて企業課税を行なうという意味ではない、これは個人的にはありますけれども、私はさきよに考えます。従ひまして、減税とは別に、税制の改正を調査会で今検討中であり、政府もまたその結論を待つて実施したい、かように考えております。

すかというものは、まだいろいろな各論的な議論が出てきておりませんので、今後の問題としてございませう。最後に御指摘のありました安条約に伴います法律関係は、御案内の所得税、関税等の特例法というのがあります。これを改正する法律案を御提案申し上げておるわけでありませうから、それについて御審議を願うということになると思ひます。ただし、これは特殊の問題でもありませんので、特に調査会の方では別段入って詳しく御検討になるということにはなっておりませう。

○横山委員 五點ばかりあげられたわけですが、私どもの意見を含めて、二、三さらに具体的にただしたいと思ひます。

第一に自由化と税制の問題です。まあ急がば回れというように、自由化と税制は要するに企業課税を追求する、それが正攻法なことだという点については、私は必ずしも否定はしない。しかし、そうだとすれば、一体企業課税というものの焦点は何かというところに、私どもとあなた方とどうも見解が異なるようです。われわれが少なくとも承知をした最初の問題は、企業課税というものは法人と個人の問題から始まったように承知をしておる。しかも個人の中でわれわれが常に主張してやまなかつたのが自家賃の問題だった。自家賃が法人と個人とのつり合いの問題がいつの間にか発展をして増資免税の問題になって、あたかも配当やあるいは増資なんかの問題が企業課税の中心のような考えをしておるということは、まことに私はすりかえられたものはだしいということを痛

感している。今日自由化と税制を論ずるにあたって、最も各界をおおつておることは、確かに国際競争力を増すというところについては各企業同様ではあるけれども、最もしわ寄せを受けるのは中小企業ではないか。かりに大企業が自由化による競争で太刀打ちができなかつたとしても、それは下請企業にあるいは下請の労働者に最後的にしわ寄せできるから、最後に中心になるものは中小企業ではないか。しかりとするならば、その中小企業の対策こそ最も中心であるといわれておる。従つて、私は、三段論法ではないけれども、あなたの言う自由化と税制の中心が企業課税であるとするならば、その企業課税というものの根本的な考えというものは、主税局としては一体どういうふう

に理解をしておるか。あなた方自身だつて、この企業課税が始まつたときと今日の状況について、釈然たざりるものがあるはずだと私は考えるのでありますが、一体大蔵省のいうところの企業課税というものは何に中心が置かれておるか、それを一つこの際

○原政府委員 企業課税問題の本身といたしまして、ただいま御指摘になりました法人、個人の関係、特に自家賃の關係が一つの大きな項目であることは事実であります。しかしながら、この差し上げてあります資料をござん願つてもわかりますように、それと並んで、自己資本の充實の見地から、配当と利子との課税上の扱いが非常に違つておる点をどうするかという問題は、当初からそれと並んで大きな柱であつたわけでありませう。特に顯著な柱としては、その二本の柱が初めからあつたわけでありませうが、だんだん考

えて参りますと、さらに法人税そのものの負担と、どうするかという形でお出で参ると私は思つております。つまり一本の比例税率でよろしいか。現在二百万円以下の所得部分は減税率がありませうけれども、その上は全部御案内の三八%という一本の税率になつておるという形、こういう形でよろしいかどうかという問題があると思ひます。その他、税の種目としては事業税というものをどう考えるかとい

います。これは、大抵当初から差し上げてあります問題点に、第一回の総会のとき以来出ている問題でありまして、ちょうど、自家賃の問題は、農業法人問題等とのからまりが特に注目されて、昨年議論がたいぶ盛んになつたという経緯はありますが、決してこれだけを考へておつたのを配当にすりかへたというのではないのであつて、調査会における審議の日程の予定にも、ただいま申しましたような点を、将来それそればつきり日程を

とつてやろうというようにいたしておりますので、その点御了解を願ひたいと思ひます。

なお、先ほどの自由化と税制という問題は、せんじ詰めれば、企業課税の問題を、私が申しましたような税制を国民経済的に最も能率のいい税制にするという覚悟で取り上げるのだという一般論だけではないとおつしやるのは、その通りだと思ひますが、その中で、今お話をいたしましたような特に耐用年数問題は、配当を利子と近いような待遇をしろということ、配当に對する法人段階における配当課税を、従来よりも優遇するといひます

が、低下するということになるわけでありませうが、耐用年数の方の問題は、配当されるのでなくて、いわば社内留保にからまる問題であります。社内留保を厚くすることによって企業に力をつけるという角度の問題の一つだと思ひます。そういう意味で、この企業課税問題には、配当を優遇するか留保を優遇するかというような問題もあ

ります。これも、当初から、そういう角度の問題を諸問の中に――諸問といひますが、問題点の中に入れてございします。そういう角度の問題として重要であらうと思ひますが、耐用年数につきましても、先年来たたびこの委員会でも御報告申し上げておりますように、科学技術の進歩に伴つて、耐用年数算定の基礎となる諸条件がたいぶ変わつてきておるという点は率直に検討をして、年数を直すべきものは直すんだということで、昨年の初め以来かなり資料を集めて、ただいまそれを最終的に年数に算定していく算定方式

を検討しておるという段階でありますので、その作業をなるべく早い間にまゝとめておきたいと思つております。財源等をにらみ合せて、できる限り早い時期に実行に移したいと思つておりますが、これにはやはりなお財源のこととよくその条件を見なければならぬと思ひます。

その他、関税問題は自由化とはまさに真正面に向かい合つた問題でありませうので、私どももいたしましては、昨年の春以来、各省との間で何回か幹事会というふうなもので検討いたしてきております。本年は関税率審議会に御苦勞願ひまして、この問題を速急に勉強して参りたいというふうにして参つております。酒その他間接税でいろいろ問題が出てきますし、その場合やはり関税と総合的に問題を見て処理するといふようなことになると思ひますが、大体そんなようななかまで私どももやっておる次第でござい

ます。○横山委員 こういう問題がありませう、こういう問題がありませうと言つばかりでなくて、ものの考え方を私は聞きたいと思つて言つておるのです。たとへば、今の企業課税にしたところが、あなた方の問題の提起の仕方は、この調査会へでも、資本を充實しなければならぬ、それにはどうしたらいいかという言い方で問題の提起をしておることは、一体妥当であらうかどうかという気がするわけでありませう。もちろん日本における自己資本と他人資本の状態を考えれば、今日の企業として他人資本が多いことはだれでも知つてゐる。しかし、それがはたして健全であるかといふ角度で断定がき

れるのであろうか。他人資本が多いからもうお前さんのところに金を貸しておけぬ、返せといつて金融機関が企業に迫っているのであらうか。他人資本が多いから日本の産業は重大な危機にあるのであろうか。それには、水の流れるような、そういう状況にならざるを得ない事情があつて、そのこと自身が大人なことでないといふのは理屈の上だけであつて、現実問題としての緊迫感は何もないではないか。そこに何か資本を充実しなければいかぬといふだけの理屈をつけて、増資免税や配当その他への特段の措置をさらに強化するといふことは、税制の公平論からいって一体何で主税局がそういうことまでめんどろを見なければならぬのか、ほかの産業政策としてそれはなされるべきことではないのかといふことについて、私はすなおにあなたの意見を聞きたいと思つておるのです。これは、あなたの調査会で議論をするのですし、まだきまつてもおりませんから、事務担当者としての立場で言つても別に差しつかえないと思つておるのです。そういうことはどうであらうか。

それから、第二番目の耐用年数だつてそうです。耐用年数を圧縮することによつて実効恩恵を受けるのは、言うまでもありませんが、ほとんど大企業です。中企業以上です。零細企業は耐用年数の恩恵を受けるどころではない。耐用年数が尽きてしまつた古ぼけた機械を使つてゐるのです。現実には、産業構造の上から一番設備を更新しなければならぬのはその零細企業だと私は思う。その意味から言うならば、これは前の企業の資本の充実の問題とあらはになかもあるし、それと一緒だけれども、ほんとうにその問題の焦点を貫くためには、耐用年数だつてもう一歩突っ込んだ分析が必要ではなからうか。何のために耐用年数を圧縮するのか。設備を更新しなければならぬからである。だが、一体設備を更新されることを要請されておるのか。それは経済の二重構造のどん底の企業が一番必要なのではないか。すなおにそういうふうになぜ見れないのであろうか。私はそう思うのですが、その二点について御意見を承りたい。

○原政府委員 第一に提起されました疑問は、私自身強く持つてゐる疑問と全然同一の疑問であります。私の調査会で御検討願ふ際も、企業課税問題特に、配当自己資本充実問題を最初にごうか十分御判断願ひたいといふことを申し上げておきます。なぜ自己資本の充実が必要なのか。それは、私が申しますのは、配当を利子並みに扱へという角度、これは言うてみますならば、利子は企業の損金になります。ところが、利子に扱ふといふことは、どうも受け取る方の配当控除をやめる、また益金不算入をやめるといふことをいたしましても、何か手を打たないと、相当税収のロスになると思つておるのです。そうである以上、そのロスを償ふものでなければ、そういう改正はすべきでない。それは自己資本充実の償打ちがそのロスをオーバーしてよろしいといふことにならないと、そういう結論は出ないわけですね。自己資本充実についてはなぜ必要かといふことを、調査会では三、四回の会合にわたつてすいぶん議論されております。お話のようない疑問を出される向きもあり、またそれに反対する疑問を出される向きもござ

さいました。十分その点は審議の経過で疑問が提起され、かなり慎重に処理をされるということになつております。それから、第二点の耐用年数の問題、これも大企業が利益を受けるというお話であります。ややもすればそうなりがちであるという点は、私も私も気がつけなければならぬと思つております。しかしながら、耐用年数自体は本来的にそうだと私は思ひません。やはり大企業、中小企業全部の設備についてきめてあるわけですから、場合によつて、「その他」といふようなところの一括されるものが割合年数が長いといふことがありますが、中小企業のものには「その他」で処理されて不利になるといふことがあるかもしれませんけれども、特に耐用年数表自体はまず中立に便するのではないかと。特別償却の制度が入りますと、率直に申しまして、今の特別償却の利用度は大企業にはるかに多いといふことは、私は事実だと思ひます。いずれにいたしましても、耐用年数自体にしても、お話をした意味で、中小企業に對する配慮が實際問題として軽くなるというところがあつてはならないといふことは、私も省内におきましていつも気をつけておつておりますので、その点それをお含みいただきたいし、また大事な点でありますから、よく私どもの今後の検討作業というふうなものを、そういう意味で見守つていただきたいといふふうに思ひます。十分気を付けてやつて参りたいと思ひます。

○横山委員 その点は、やや政治的でありますから、政務次官にお伺ひしたいと思つておりますが、確かに、皆さんの言うように、耐用年数は、何も大企業が使つておつたつて零細企業が使つておつたつて、十六年なら十六年、二十年なら二十年、これは公平だといふことは言えると思つておるのです。特別償却の問題だけが企業に有利だ、そういう理屈で言えないことはないと思つておる。けれども、実際、それでは一つの機械が大企業と零細企業に流れてゐる、それで、そこで使つておつて、償却の事情を考へていけば、そんなものはもう零細企業は命脈も尽きてしまつた古ぼけた機械をいつまでも使つておるのだから、それだからこそ二重構造が固定化してちつとも直らぬのです。今私どもが日本の産業の近代化をはかるには、どうしても中小企業、零細企業の近代化が必要なんです。そのためといふよりも、むしろ大きな意味で日本の産業のために必要なんだと思つておる。従つて、耐用年数を新しく制定するに際しては、この際一つ中小企業について、特別と私は思ひます。普通と作ることが、今の日本の産業にとつては必要なのではないかと。これは特別措置だと私は考へない。普通措置として大きな政策として必要なのではないかと。このことを私は痛感するわけですね。今の作業としては、純粋な意味で耐用年数の技術的な作業が續いておるようでありまして、根本的に考へるのを新たにしまして、中小企業に對する特別な特別ではない。普通の別な耐用年数表といふものがあつてしかるべきではないかと考へるものであります。いかがでございませうか。

○奥村(又)政府委員 先ほど来の御質問につきましては、税制調査会もまだ結論を得ていないのだから、一つこたわらずに率直にしゃべれ、その責任は追及せぬからという意味でありませうか、特に政務次官に政治的な意見をとつておるから、そういう意味で申し上げます。

まず、さつきの企業課税の問題、特に増資を促進するといふ問題につきましては、いろいろ議論があるようでありませうが、私に言わせませうならば、現在の日本の企業の状態では、他人資本と自己資本の比率が、あまりにも戦前と比べて、また諸外国の例と比べて、かけ離れておる。しかも、現に企業が借り入れに依存し過ぎるという傾向が強いから、日本としてはどうしてか増資を促進し自己資本をふやして、企業の體質を改善すべきである。この観点から企業課税を考へねばいかぬ。ほかには法人と個人その他の問題もありませんが、こういうものを全部一べん取り上げて洗い出して、結論の出たものからやつていこう、こういうわけでありませう。耐用年数につきましては、私個人としては、率直に申しまして横山委員のおっしゃる点に非常に共鳴するところがございます。と申しますのは、今の考へ方、特に最新の設備改善、合理化といふことで新しい機械を入れる、新しい能率の上がる機械に對しては特に耐用年数を短縮するといふことになりまして、そういうのは税制上の恩恵をよけい受ける、古ぼけた機械をいつまでも使つておる中小企業は、耐用年数が長くて税制上の恩恵を受けられぬといふことになると、大企業と中小企業との税制上のアンバランスがまた開くといふことでありませうから、新

しい機械で合理化した、だからこれは特別に特例措置でどんどん短縮する、そして税制上の恩恵を与えるという行き方には、税制の立場からいくと簡単には応じられない、こういう考えを持っております。

○石村委員 ちよつと事実上の取り扱ひのことを関連してお尋ねしますが、中小企業の人たちは、よく大企業の方から中古機械を買っておるのです。ところが、大企業の方ではもう償却済みで帳簿価格ほとんどゼロです。これを買ってくる。モーターのようなものでも五万円か六万円を買ってくる。いうときには、その耐用年数、償却を認めるのはどういふなでやっておるのですか、實際上として。

○原政府委員 中古機械の年数は、中古機械を取得したあと何年持つだろうかと、残存耐用年数を見積って、それによって償却するという事になっております。それが非常にむづかしいという場合には、今まで使った年数を引きましたものの二割増しの年数でやることを扱いで規定しておるというのが、ただいまの通達事項になっております。

○石村委員 もちろん、大企業が償却してしまつたというのは、税法上、耐用年数がすでにフルになつてゼロになつたというところばかりでなしに、あるいは大企業が特別の償却をしてしまつて、帳簿価格がゼロになつておるといふことがあるかもしれませんが、いづれにしても、中小企業がその中古を買つたら、今度は二割増しの年数で見えてやるというのは、これはどういふわけか。もし大企業の方なら、あたりま

えにいつてゼロになる。耐用年数はフルにいつてなくなる。これはわずかなものでも、スクラップにしようが何にしようが価格はあるというところで、残額ゼロには認めないようですが、しかし、それが中小企業へ行つたら、今まで使つた年数で二割増しだといふのは、二割増しよけい残存年数を少なくするといふ意味ですか。大企業の方で五年残つてゐるのを今度二割減らして四年にして見るというのならまだわかるが、反対に五年を六年にしてやるというのはどうも合点がいかぬですが、どちらなんですか。

○原政府委員 二割増しと申しましたが、ちよつと言葉が不足でありましたが、二十年の年数でまきまつておる機械であると仮定して、そうして大企業なから大企業で十五年使ひました。そこで中小企業にそれを譲つた。その中小企業は何年で償却するかという問題としてやりますと、残りの年数が五年であります。二割といひますのは経過年数十五年の二割を足すということ、三年足して八年で償却しますということになってゐる。

趣旨を申し上げます。今の例で言いますと、二十年という耐用年数は、経済的年数といひますか、二十年を年数とする機械は、三十年はおろか、三十五年、四十年と使うのが実際であります。それが第一でありまして、従ひまして、十五年たつたときに買ひます値段は、そのスクラップ価格ではないのです。やはり中小企業は相当の値段で買つて参るわけですから、それとあつた五で償却するのが妥当だとなりまして、ただいま第一段に申しました実際と物理的に使える年数よりかなり短

くなつておりますから、十五年も使つたといふその十五年は、四十年の年数であると思へば非常に短いわけですね。それを引いた五年で償却するといふことは、そのときの取得価格の実際——中古で流る場合に、ある程度の修繕はもちろんのことで、できるだけ見ばよくして流るということになりますから、そういう事情も入るといふようなわけで、それを五年で償却させることはいかか。大抵中小企業が取得し得る際には修繕費はもちろん実際上改良費的なものも加えられることが通例であるといふようなことも考えまして、ただいまのような扱いにいたしておるという次第でございます。

○石村委員 関連が長過ぎて恐縮ですが、そうすると、大企業の方でそのまゝ使つておれば、物理的には三十年も四十年もあるかもしれぬが——石うすなんか僕らの家に百年からあります。——大企業なら二十年で償却を認める。それが中小企業へ行つたら、物理的にまだ十年も十五年もあるんだから、耐用年数を長くする。相当な値段で買つていふ言ひですが、相当高い値段では中小企業は買いたくないけれども、それしかないから買つてくるので、むしろそんなものこそもうゼロと見てやつて、中小企業の実体を強化することになるようにやつてやるのがほんとうではないか。それを大企業の方では耐用年数で認めてゼロにしたもので、中小企業へいけばこれはまた二割増しで、しかも今まで使つた年数の二割増しでふえていくといふようなことは、全く考え方が逆のような気がする。中小企業はどうせ貧乏な小さな企

業だから、そんなろくでもない機械でも役に立つから、大いに耐用年数を長く見てやろうといふような、そういう仁慈の心でやりになつてゐるのか。どうも合点がいかない。

○原政府委員 今のは大企業から中小企業へと申しましたが、間違ひで、何れも大企業から中小企業へと限らぬわけですね。どんな企業がどういふふうになつてゐるのか、やはり年数といふものは実際上物理的に使える年数にゆとりをとつてありますと、その年数の途中で機械の所有者がかわるといふ場合には、やっぱり残りのゆとりといふものを考慮して扱いを定めるといふことは、あつてよろしいんではなからうかと思つております。中小企業のために政策的にどうしようといふお考えはまたおありになることと思いますが、それはそれでまた別途のことであり、それは償却だけの問題でなくて、先ほど申しました大きな企業と小さな企業との所得自体に対する税率の盛り方、その他についても一連の問題としてお考えあるべき問題じゃないかというように私は思ひます。繰り返して申しますと、耐用年数の問題としては、やはりその使われる年数と、今申した物理的な年数ではありませぬよ、経済的な年数でよろしゅうございまして、それを公平に見て盛るといふことである。ただいまの扱ひは、それを公平に見て盛るには、今のようなことでよろしいと思つてやつてゐるわけでありまして、御了承いただきたいと思ひます。

○石村委員 もう一つ、その公平といふことが適当と云ふんです。大企業にとつては、大きな企業だから、そんな

機械は早く償却して新しいのを使うのが当然だ、中小企業は貧弱だから悪い機械を長く使うのが当然だといふような考えで、税法というものが執行されておる、こういうことになる。私たちは適当と思ふのですよ。中小企業こそ早く償却させていい機械を早く入れるようにしてやる方が、中小企業の向上発展のために必要だ。あなたの方の考えは、大企業は大きなものだから、新しい機械を早くどんどん入れなければならぬから、耐用年数を短くしてやろう、中小企業は貧弱なものだから後生大事に時代おくれの機械を使わせよう、こういう考えで税の取り扱いをやられておるといふことになると思ひます。これは政務次官の政治的な御判断を……。

○原政府委員 私一つ非常に大事な点を落としておりましたので、補足して申し上げます。

償却のやり方に定率法、定額法といふのがあるのは御存じの通りであります。二十年の機械を定率法で大企業——大企業と言ふのはやめませんが、ある企業が十五年使つておつたという場合に、その十五年たつたところで他の企業がそれを買ったとした場合に、その、他の企業は、定率法でやるのならば二十年の定率でやつていってちよつとよいといふことがあるのです。おわかりでございませうか。二十年の機械の償却率は年に約一割です。一〇・九割です。定額法は九割の二十分の一だから四・五割になるわけだけれども、定率はその値段の一〇・九割を毎年落としていける。落ちた残りに一〇・九割をかけていきますから、だんだん減つていくわけですから、そう

いうやり方をしているわけですね。そうすると、十五年たつたときに取得した人は、やはりその率でやっていたら、ただけ、ちょうど公平にいくというわけですね。そこで、五年だから五年でやるということになりますと、そのとき買った値段に対して、どうなりましか。何と五年ですと三割六分九厘償却してよろしいということになるわけですね。これは機械の償却としては非常に早過ぎるということになるわけですね。先ほど来申したのは、定額の場合にはそういうような説明もできますけれども、定率の場合には、その点の数字的な条件がまるつきり変わってき、今八年にいたしましても二割五分の償却ができるということになりますので、その辺をからめてお考えを願いたい。大体この定率法でやります企業があるほどでございまして、私たちが実際に定率法でやる場合には、私たちがいままで申し上げた問題は全然違ってくる。従いまして、実際問題として経過年数の二割を足すということでも、あとの取得者は非常に加速された償却ができるという点を申し落としておりましたので、それをつけ加えておきたいと思ひます。

○奥村(又)政府委員 特に御指名で政治的な御答弁をいうことでありますので、ちょっとつけ加えて申しますと、申すまでもなく、耐用年数は、企業の固定資産の減価償却を税法上どれだけの損金に見るかという基準をきめるのが耐用年数。そうすると、これは企業そのものの所得の計算上の取り扱いでありますので、それからいきますと、今の原主税局長の御答弁は私は妥当であるのじやなかろうかと思ひます。

また中小企業が大企業の相当償却したものを買い入れる。買い入れた場合には、大企業の帳簿の残存価格よりは、おそろく相当高い価格で買い入れて、そしてその中小企業の資産として計上するわけですから、そうすれば、耐用年数は、大企業の帳簿上の残存年数で計算して、実態に合う、むしろ実態と比べてまだ耐用年数は少ないくらいになるということになるのですから、主税局長の御答弁は私は妥当である、かように存じます。

○石村委員 実はわれわれしろうとよくわからぬのです。奥村政務次官の御答弁も合点がいかぬし、主税局長の御答弁も合点がいかぬのです。こちらが勉強不足かも知れませんが、関連でもありますし、何でもしから、今ここであまり突っ込んで御質問することは控えますが、これはもっと勉強して、徹底的に明らかにしなければならぬと思ひます。関連はこれで終わります。

○横山委員 具体的な石村さんの質問と、根本的な私の耐用年数の中小企業に対する影響——どうも与党の皆さんに對する影響——どうも全くこの点については同感だらうと私は思つておるわけですね。(そんな顔をしないで)と呼ぶ者あり)耐用年数の作業がいわゆる純技術的に進んでおるといふ点について、一ぺんぜひ、国会でもこういう意見をあつたがどうか、ということの調査会へ主税局から披露をされて、議論をしていただくように私は要望したいし、また政府としてもこの点に十分留意を願ひたいと思つておるわけですね。

その次は、今も話がありました、自家労働の問題です。自家労働がそもそも企業課税の出発点ではなかったか。また私どもがやかましく言つておつたことでもありますが、政府としては自家労働をどういうふうにお考えでありますか。金が資本なのが普通でありまして、からだを資本にして、朝は早うから夜も寝もやらずに、女房と一緒にとうふを作り、あるいは車を押して働いておる人々、原材料はみんな買つて加工賃だけ、つまり自分の労力だけで生活をしておる一人親方たち、そういう人々には、すでに一部には自家労働制度が実施をされておるのでありますけれども、そのことが許されるならば、全般的に、今日自家労働制度が税制の中に正法的な意味で取り入れらるべきではなからうか、またそういう段階ではなからうかというふうにお考えますが、政府の御意見を伺いたい。

○奥村政府委員 そういう御意見も有力な意見であります。政府の意見は、なお調査会における検討を待ちまして、その上で熟しましたところで申し上げるようになりたいと思ひます。

○横山委員 それでは、今言つたわけにはいかぬとおっしゃるなら、こういう聞き方をいたしまししょう。主税局として、自家労働問題の焦点は一体どういうことなのかというのを、一つこの際明確にされたいと思ひます。自家労働問題を事業所得と勤労所得に分けて考えますとすれば、どういう長所とどういう欠点があるかという点を、一つ明らかにしてほしい。

○奥村政府委員 問題は、自家労働というだけの問題でなくて、法人と個人との隣合ひになっております分野において、企業が法人になることによって税負担が大きく変わる。それが、何かそこに不自然なものを感じさせられるという反面、また個人の方では今の自家労働あたりが不自然だというふうなところ、つまり個人における所得税課税の面における問題点と、反面、法人になったその法人の課税として、今の税法がとつておりますいろいろな点があるかという、両面の問題があるわけでありまして、この際根本的な検討をして解決をはかりたいというわけでありまして、いろいろな態度があり得ると思ひます。いろいろな態度があり得ると思ひます。税制のもとになりました考え方は、たしか、私の記憶するところによれば、税法をしてそういう企業の法律形態のある方を中立的であらせるといふ考え方があつたと思ひます。やはりそういう態度というものはかなり大事な態度ではないか、ひっくり返して言いますれば、実態が同じものが、個人で経営をするか法人で経営をするかによつて、税の負担が顯著に違つてくるということについては、相当反省の余地があるのではないかと、こういう感じが私にはいたしております。法律形態が違つたわけでありまして、全然同じということはできないでありまして、それが、その間に、税負担においてやはりバランスがとれる。そして、その税の種類、またとらえる対象の実質、そういうようなものにも何らか共通のものを頭に置いて考えることが重要な問題ではなからうかというふうな考えをしております。自家労働問題、さらにこの法人税における問題を含めて、そんなような

考え方があつたと思ひます。いろいろな論争を承つておいて、私の考えを申し上げてお考えを承りたいと思ひます。少しさかのぼりますが、先ほど来の自己資本と借り入れ資本の比率で、借り入れ資本が多いことは非常に不健全だという考えに対して、根本的な、何ゆえに不健全なのか、必ずしも不健全と言へぬのじやないかという意見の対立がありました。その点について、私は、かねがね、やはり個人でも法人でもそうでなければ、借金が多い者は自主性を失つてゐるのではないか。とかく、個人の場合でいいますと、ほんとうに独立した人として真に民主的なわれわれの尊重すべき人間生活というものを送れぬと思ひます。ですから、必ずしも借金を全面的に否定するのではなく、借金を全面的に否定するのではありませんけれども、なるべく自分の財産、自分の資本というものを基本に置いて一人ですべていくことが、やはり独立自主の一つの要件だといふふうにお考えののであります。借金が多くなると、今日非常に日本の中小企業、大企業の弊害になつておる中になつて、それに大きな努力と時間とをさかせるというやうなことは、これは病的現象であつて、健全な企業あるいは健全な個人とは言へない。こういう意味で、私はなるべく自己資本が多いことがいい、こういうふうにお考えののであります。

それから、先ほどの耐用年数の問題であります。ここで考えなければならぬのは、大企業においては、もはや

考え方があつたと思ひます。いろいろな論争を承つておいて、私の考えを申し上げてお考えを承りたいと思ひます。少しさかのぼりますが、先ほど来の自己資本と借り入れ資本の比率で、借り入れ資本が多いことは非常に不健全だという考えに対して、根本的な、何ゆえに不健全なのか、必ずしも不健全と言へぬのじやないかという意見の対立がありました。その点について、私は、かねがね、やはり個人でも法人でもそうでなければ、借金が多い者は自主性を失つてゐるのではないか。とかく、個人の場合でいいますと、ほんとうに独立した人として真に民主的なわれわれの尊重すべき人間生活というものを送れぬと思ひます。ですから、必ずしも借金を全面的に否定するのではありませんけれども、なるべく自分の財産、自分の資本というものを基本に置いて一人ですべていくことが、やはり独立自主の一つの要件だといふふうにお考えののであります。借金が多くなると、今日非常に日本の中小企業、大企業の弊害になつておる中になつて、それに大きな努力と時間とをさかせるというやうなことは、これは病的現象であつて、健全な企業あるいは健全な個人とは言へない。こういう意味で、私はなるべく自己資本が多いことがいい、こういうふうにお考えののであります。

○山本(勝)委員 関連。

七

経済的な使用にたえない、まだ物理的には使用し得るけれども、しかし経済的にはもう使用にたえないというので、価値がゼロと見るべきものを、中小企業というものがあって、それが相当の高い値段で買つて、高い値段で買つても、中小企業はそれで仕事をやっていくという事は、結局大企業といふものの資本効率が非常に低い。同じ設備と同じ資本を持したら、中小企業の方が要するにそれを有効に使ひ得る。大企業ではむだになったやつでも中小企業の手にかかると生きてくるという事。そこで、われわれが考えなければならぬのは、なぜ生きてくるのか、なぜ中小企業の手にかかれば、同じ古い機械をもつても価値の増殖を営み得るかといふ事と、これは中小企業のほんとうの肉体的、精神的力、だからいわば勤労所得みたいなもので、そこに生まれてくるもの、資本の力で生まれてくるものではない。資本の力だけという事ならば、もう大企業のところまで寿命が尽きておるようなものなんだから、そこで、私は、中小企業の手にかけて出てきたところの、そういうつまらぬ古い、大企業で間に合わぬような、大企業がそれを使つておつたのではとうてい経済的に競争にたえられぬというような機械をもつて、そうしてりっぱに生産を営み、国民所得を生み出していくというその所得は、これは勤労者の、つまり広い意味の勤労を——ただ肉体的勤労だけではない。それを生み出したものであるから、そこで出てきた所得を、大企業が設備とか資本とかいふもので生み出した資本所得といふものと区別して考える必要があるんじゃない

か。だから、勤労所得に対してはそういう資本所得よりも優遇するということが一般原則だろうと思う。そうすれば、そういう古い機械を手にして作り出したところの所得といふものは、これを大企業が同じようにその機械を使つて出てきた所得といふものと同じ並列に見るべきものじゃなくて、これはむだなもの、勤労で生かしてきただけといふところに、その所得をなるべく本人の手元にたくさん残るよう、方法はどういう方法でもいいのですが、してやるのがほんとうであつて、それを耐用年限の問題で処理することがいいか、いろいろありましようけれども、要するに、勤労所得だからなるべく手元にたくさん残してやるという、こういう方法を考へて研究していくべきじゃないか、思うのです。

○横山委員 山本博士の最後は同感でございますが、最初の資本の問題、その点ではどうも私は同感をいたしかねるのです。それは、現在、他人資本と自己資本とのバランスが、戦前と比べて他人資本が多い、だからいかぬのだ、戦前は常道であつたといふところ、どうも議論の中心があり、そこで第二段に金というものはなるべく変えぬ方がいいという修身的経済論といひますか(笑聲)、そういう観点に立っていると私は思う。本来あなたと私と逆なわけですが。あなたは自由主義経済で、金なんかどこからでも持つてこい、われわれは社会主義でいふふうにならなげやならぬわけですが、ちよつと私の方が商売根性があつて、あなたの方が修身的経済論ではおかしい。私は、今の日本の経済の状況からいって、他

人資本が多いといふことは、それ自身切迫感、危機感、銀行、金融機関の極端な強圧といふものが一般論としては増大したではないかといふことなんです。それから百歩譲つて、よろしい。修身的な意味において承し、よくいけれども、だからといって税金でめんど見る必要はないではないかといふのが私の持論でございますから、その点は一つ山本博士も税の公平論として御同調を賜わりたい。

どうも話がそちらへいって、私の質問していることを忘れてしまいましたから、山本博士の結論でも、勤労所得だから、耐用年数でめんど見てやるか、あるいは自家労働でめんど見てやるか、そのどちらかでやるべきだといふ点については全く同意見でございますから、これは問題はないのであります。与野党一致の要望として力を入れられることを要望します。

時間がありませんから、次に国税庁関係に移りますが、聞くところによりますと、三十五年度の予算で二千五百十億の自然増収を生み出すために、国税庁としてはもう全努力をあげなければならぬ、主税局としてもそれだけの金は何とかと確保しなければならぬといふことで、いろいろな工夫をされておるようであります。私があちらこちらでうかがひ知つたことによりまして、たとえば、よく本委員会でも問題になるのであります、青色の取り消しを一生懸命にやるといふことになるし、また承れば各局で法人税課が独立して、法人税の徴収について全努力をあげるというし、それから裁判で負けてばかりおるから、裁判で勝つよう

に、それから基本通達で非常にシビアなやり方をするといふ等々、いろいろな手を使われておるようであります。しかも、ある新聞を見ますと、まことに驚いたことに、「証拠資料の完全収集に力を入れるが、これに新兵器として超小型録音機が登場する。すでにテストが行なわれており、四月から各国税局に備へつけられる予定だが、ポケットなどにも簡単に入るテープ・レコーダーで、マイクは万年筆とか腕時計などに仕込まれているので外見からは判らないのが特長」、こういう新兵器を持つて納税者のところに行く、そのために予算を計上されておる、こういう話だそうなんです。これに対して、そこにいらつしやる白石直税部長の談話を読んで見ますと、「調査費が増えたからといって、直ちに税務調査を強化する今までの調査費が少なすぎたといふやう」といふことを言つています。「ただ、今年は経済界が好況であることと適正な申告をしてゐるものと、そうでないものとの区別をするために調査をより一層高度化、精密化して、適正な課税を図る必要があるわけだ。」まことに適正な言い方のようにではありますけれども、裏を返していけば、ずいぶんはつきりしたものの言い方だといふ感じがいたすわけでありまして、一体二千五百十億が妥当であるかどうかといふことについては、大いにお互いに議論のあるところでありまして、一応その議論はさておき、いたしまして、ほかつておいて二千五百十億が集まるものではないといふあなたの方の考え方が、いろいろなところで随所に問題や話題を提供しておる

ようであります。

二、三その点でお伺ひしたいのですが、一体こういう新兵器なるもの、人をばかにしたようなテープ・レコーダーを持つて納税者に臨まれるおつもりであるかどうか。それらを中心にして、この自然増収と称せられる増収についての徴収の仕方についてお伺ひをいたします。

○奥村(又)政府委員 山本委員の御意見、また横山委員の前段の御意見、御質問について、ちよつと私から御答弁申し上げたいと思ひます。

私は、かねても委員会でも申し上げましたように、政務次官になる前は、大蔵委員会は古いので、しかも税法上の私の意見としては野党の方の御意見と従来もあまり変わつていなかった。そこで、今の山本委員のおっしゃいます中小企業といふものは、その所得の実態は勤労所得が多いのだ、精神的に肉体的に創意、工夫して、勤労所得によつて大企業では上らない利益を上げておるのだ、従つて中小企業には特別な措置が必要だ。横山委員におかれましては、勤労所得、これについてはまた特別の措置をすべきであるといふかねての御意見、両方とも全く私も賛成です。しかし、その皆さん方の御意見を受けて、政務次官となつて大蔵省内でその御意見を実現すべく研究してみますと、私として思ひ当てることは、中小企業はなるほど特別な措置をしたいが、大中小企業の法人なるものは同族会社であります。大部分が同族会社であつて、これが税法についても納税者もまだ十分おわかりにならぬ方もあるし、また税務行政においても的確に

所得を把握することがなかなかむずかしい。そこで、今の勤労所得の問題ですが、同族会社の場合に、社長その他同族の方の勤労所得というものをどのように見るか、認定するか、これは非常にむずかしいので、現実にはいろいろトラブルの的になっておる。そこで、横山委員のおっしゃる通りに、勤労所得を排除するといいますが、同族会社の場合になりますと、会社が帳簿をつけておる、これをどのように査定するかという問題とそれから、一体勤労所得というものを幾らに見るかというところがまた問題になってくる。こういうことでなかなか困難なので、税務行政の面においても、もう少し実態に合うように行政自体を現実に合わせておこうと、国税庁もただいまのお話のような苦勞をしておるのだらう、かように存するわけで、御趣旨を体して努力するつもりであります。

○白石説明員 国税庁関係につきまして御質問がございましたので、これにつきましてお答え申し上げたいと思います。

三十五年度の歳入予算が相当増加を見込まれておることは、国税庁として相当調査を執行するのではないかと、いろいろな趣旨の御質問であつたわけでありまして、歳入予算の見積りにつきましては、主税局の方から御説明がありまして、これは適正に見積もられておるものと考へておるわけでございまして、今さらかようなことを横山委員に向かひまして御答弁申し上げることもどうかと考へる次第でございまして、国税庁の仕事といたしましては、別に見積もりとは関係なくして、

適正な税務の執行に当たるといことは当然のことでございます。ただ、そのような意味におきまして、税務の執行を適正にやるといふ意味の努力をいたしておるわけでございまして、決して歳入予算の見積もりと関連いたしましてどうこうという問題はないわけでございます。調査費の旅費の増額その他予算関係に關連いたしまして、いろいろの御質問があつたようでございしますが、私どもの担当しております税務の執行が、理想と比較いたしましてなお十分でないというところは、私どもも承知いたしておる次第であります。それらの点につきましましては、私ども全力をあげて適正な執行がなされるように努力すべきものと考えておる次第でございます。調査費の予算につきましても、今までもいろいろな努力をいたした次第でございますが、今回またさらに若干の増加を見込まれておる次第でありまして、これらは今までの予算の不足を補ひまして、執行に資するものと考えておるものであります。これは巷間伝えられるような意味におきまして徴税強化というふうなことで決してないわけでありまして、いわば適正な歳入の確保というものにつきましまして努力するところでございます。

なお、ただいまマイクを云々というふうなお言葉があつた次第であります。そういうものを実は承知いたしておりまして、ただ調査費関係であつたか、と承知いたしておりました。その関係の予算といたしまして承知いたしておる次第でございます。従ひまして、税務署におきます普通の調査にこうい

ものを使う意図はないわけでありまして、むしろ強制調査というふうな場合には、あるいは普通の証拠収集が困難であるというふうな場合に使用せられるものではないかと私聞いておる次第でございます。私どもの所管いたしております直税部関係の予算といたしましては、さような経費は計上いたしておりませんので、一応私からはそのような答弁をいたしたいと思います。

○横山委員 わかりました。白石さんの方では使っていない。しかし、調査費で使っているかもしれない。こういうお話ですが、どこで使っているか、調査費部だから、隠しマイクといふか、Gメンといふか、税メンといふか知らぬが、それはちよつといふか、あなたも御一緒だつたのですか、査察の査察をわれわれ大蔵委員がやりましたときに、特に念を押したのは、人権のじゅうりんの事実ありやいなやというものであります。そのときにわかつて、したことは、調査査察という以上は、いわゆるマンモス企業、大企業が中心であらうかと思ひ、まさにその重点が、今あなたの話があつたように、同族会社としての中小企業が多数であつたわけですか。これはいかなることだ。調査査察といふものはどこでもやるのかと言つた、局長の答えていただく、大企業というものは帳簿その他が整然としておつて脱税のすきはないやうだ。合理制度が確立しておる。それと比べて、中小企業は同族会社が多くてやはり脱税のあれが多いから、必然的にそうなるのだ、こういう話でありました。これはまことにまことしやかな話ではありますけれども、われわれ

れとしては承知のならなかつた議論であるといふことに相なつたわけであり。今調査査察部で万年筆にマイクのついたやつを持って納税者のところへ行つて、そして知らぬ顔をして録音をしてくる、それを証拠にするというふうな調査査察のあり方がこれから行なわれるとするならば、私は言語道断だと思ひます。そのときにわれわれの声をからして力説をいたしましたものは、まず第一に調査査察という査察的なこと、権力的なものをなくすることであり、できれば全廃をしろ、できなければ科学的、合理的な徴税制度に切りかへよといふことであつたわけ。これは予算が確保されたかどうかは別といたしまして、少なくとも部内からこういふものを主計局に要求をするといふ考え方が私はどうにも納得ができません。いかがでございますか。

○奥村(又)政府委員 ただいまの国税、中では法人税、所得税等の直税の徴収の制度の中に査察の制度がある以上は、やむを得ないことと考へます。ただ問題は、査察制度のあり方全般に検討すべき問題は多々ある、かように存じます。御承知の通り、シャープ勧告に基づいて税制改正が昭和二十四年に行なわれました当時、この査察といふ制度ができた。間接税に査察の制度が——これは何といひますか、通告処分によつてそれを実行したならば、告発は避けられるといふののに対して、査察があり、査察制度によつて詐欺まは不正の事実があつた場合には告発し、場合によつては休刑にも処する、こういう法律があつて、その制度があ

る以上は、これは場合によつてはやむを得ないと思ひます。というのは、調べに行つていろいろお話があつても、話がまたあとからどんどんくずれていくといふことでは適切な査察ができないうことと考へ、おそれくやむを得ない手段として査察の方は考へたものと思ひます。しかし、そこでそういう制度自体が今日再検討すべきであるといふことであれば、議論は別でありまして、御承知の通り国税通則法と称すべき査察あるいは再査察、再調査、訴願その他更正決定その他のやり方について根本的に再検討し、税制調査会において結論を得て、そういうことも改めて参りたい、かように考へておる次第であります。

○横山委員 全然話がおかしいです。あとでつけ加えた国税通則法とは全然関係ない。それと同時に、こういう制度がある以上はやむを得ないといふという意見です。そういう調査制度があるなら、何をやってもいいということにはならぬでしよう。あなたと私とすなほに話をしておつて、隠しマイクを持つておつて、誘導尋問的な——ならまだいいけれども、さらにけしかけらぬことには、それを証拠にするといふのでしやう。全く人権じゅうりんじやないか。大体こればかりでなくて、先般小委員会を設けてあれだけ査察についていろいろな議論をしたのに、民主化する方向でなくて、非民主化の方向じやないか。あなただつて先ほどからいろいろ言われておる。こちらにすわつておるときはこうであつたけれども、そこへすわるとなかなうまいかぬとおっしゃる。もう私の聞いただ

けでも三べん目です。しかし、いやしくも奥村さんとしてみても、言われたものの考えはあなたから離れていないはずだと私は思う。そうならそれで、根本についてはあなたの態度を変えてもらっては困る。ここで言ったことは何ら変わりはないから、その方向で徐々であるが前進をするから、承知を願いたいというならいざ知らず、ここで言ったこととそっちで言ったことと全然適なような態度を見せられたのでは、私はまことに遺憾だと思ふ。少なくともこちらにいらしたところには、そういうお話はなさらなかったはずで、そんな隠しマスクなんというものがあつたら、あなただったら、私よりもさらに舌鋒鋭く政府に迫つて、直ちに取っ消されたら私は確信をする。私は予算は計上されなかったであろうと思ひます。そう思ひたいけれども、予算がかりに計上されていかなかったにしても、要求するものの考え方がけしからぬと言っている。あの当時、戦争が済んだあとに採用した第三者通報制、いわゆる密告制度というのはどうだと言つたら、もうなくなつていましてと答えている。ところが協力費とかなんとか形を変えてまだあるらしいんです。そういう人民が人民を互いに密告し合うというような納税制度、そういうような仕組みを政府が奨励をする、そのためにまたそこへ予算として計上するということとは、許されざる非民主的なやり方ですよ。従つて、こういう考え方がまだ根っこに、国税庁の中に、大蔵省の中に宿つておるとするならば、考え方を全然変えてもらわなければいかぬと思う。いわんや、あなたから、査察制度がある以上はデ-

プレコーダーを使つたつてしようがないじゃないかというのを聞くのはまことに意外千万で、私は取り消しを要求いたします。

○奥村(又)政府委員 私個人としては査察制度の現在のあり方は大幅に改めねばならぬと考えております。しかし、これは税制調査会の答申を得て改めて参りたいというのです。しかし、その改める以前の現在の査察制度がある限り、よほど悪質な脱税その他のものには、これは厳罰に処せなければならぬ。それは告発をし、裁判にかければならぬというところから、やむを得ぬ処置ではなからうか。今国税庁長官も査察部長もこへ見えませんが、どういふ答弁を申し上げるか知りませんが、査察制度がある限り、これはやむを得ない、かように思ひます。

○横山委員 査察制度がある限り何がやむを得ないのですか。あなたの論理から言ふならば、査察制度がある限りは何をしてもしないし、納税者の人権をじゅうりんしてもよろしい。前に問題があつたんだけれども、一つの会社を数十人が押し寄せて数日間調査をして商売もできないようにさせ、それでもってあとで白でした、そう言つてもそれはしょうがないとか、あるいは一億の脱税だと思つたらわずか百万だつた、それでも百万なら黒じやないか、やむを得ない、こういうところまであなたの論理は発展するじやありませんか。少なくとも近代的な納税制度を呼号する以上は、何をやってもいいという論理はあり得ない。リミットがあるはずで、先般の小委員会でも、私は

科学的な合理的な徴税制度に前進をしあつて、それが満場一致決定された今隠しマイクの問題や第三者通報制度で脱税を密告してくれた方にはお礼をあげますというやうなやり方は、これは戦後のものじやないか、今こういうやり方をやつてはならぬではないか、こういうことを言つておるのです。従つて、その事の真偽は別といたしまして、譲つて言ひますけれども、もしもそういう隠しマイクのようなことをやるとするならば、やめさせますとなぜ言えぬのですか。密告制度で、ほうびを出すやうなやり方はやめさせますと、なぜ言えぬのです。

○奥村(又)政府委員 実は私はまだ国税庁長官なり査察部長の方からそういうものを使用するといふ相談を受けておりませんので、今の御質問はかなり突つ込んだ御質問でありますので、重要な答弁になると思ひますから、国税庁長官あるいは査察部長の意見をよく聞いて、あらためて御答弁を申し上げますと思ひます。

○横山委員 それは承知できない。これは常識の問題ですよ。こういうことがあつたか否かたつたかというところはそれは調べられてもよろしい。調べられてもよろしいけれども、少なくとも常識的な問題だと私は思ふのです。今の御時世に、今あなた方が民主的な納税制度、民主的な政府といふふうにな言われる限りにおいては、こういう隠しマイクを持つて納税者に接近して、そして顔を隠してはかの話をして、それを証拠にするというやり方、あるいは密告したらお礼を差し上げますといふやうなやり方は、常識的な問題として

いかぬと言ふのです。ですから、あなたは長官に聞かなくてはわからぬではないけれども、少なくとも大蔵省を代表する責任のある方ならば、もしもそういうことがあつたらやめさせますと言ふのが当然ではないか。あなたは、隠しマイクやこういうやり方について、必要があつたらやうという腹がまだあるから、そういうように逃げられるのではないか。はっきりなさつたらいかぬですか。

○奥村(又)政府委員 現在の査察制度によりまして、御承知の通り最初査察をいたします場合には令状を持つて参つての調べについては、あらかじめ、ちやうど刑事訴訟法に基づいて調べておられる、納税者の自由意思に基づいて御答弁を願う、こういう念を押して、そして自由意思に基づいてお答えを願つておられる。そして場合によつて帳簿も押収するといふことでありますから、マイクを持つていくことだけが取り立てて悪いといふことは私はないかと思ひます。しかし、それは技術的なことでありますから、これは一つ国税庁長官なり査察部長に委ねたいので、直接お聞き願つてけつこうです。

○石野委員 ちょっと関連して。ただいまの査察に行きます場合に、マイクを持つていくといふことは何で悪いのだという政務次官のものの考え方について、これは基本的には人権の問題にも関係してくると思ふのです。もしそのマイクが携帯用のマイクであつても、何でもいいのです。その前へすと置いて、そしてこれですとりますよ

と言つてとる場合ならば、それを承知でものを言うのだから何をか言わん。しかし、万年筆の中に隠していかんとかいふのは、実を言うといふことは盗聴なんですよ。そういう考え方は人権を無視しているといふことなんですよ。なぜ、やるならでかいものを持つていくとか、前にちゃんといひて、これでやるからあなたはそのつもりで話さないと言えないのですか。その考え方がなぜできないのかというところに、政府なり国税庁なりの考え方が非常に民主的でない卑屈なものなわけですから、それをもた人権を無視してゐることに通ずるといふことを言つたんだから、だから横山君が先ほどから何べんも、賢明な政務次官であればそういうやうなことを言うはずはないのだが、常識的に答弁ができるのではないかといふことを言つてゐるのです。政府がなぜそういう万年筆の先などへ隠しマイクなんかをつけるような考え方をするのか。その基本的なものの考え方を直してもらわなければ、この問題についてわれわれは了解がいかないわけですよ。それでもなおかつ、いや隠しマイクでいくのだといふあなたの方の考え方は、もう少し私たちが別な角度から究明しなければいけない、こういうことを横山氏が言つてゐるのだから、もう一度政務次官の考え方を聞かして下さい。

○奥村(又)政府委員 査察は御承知の通り初めから犯罪を調べるといふ態度で臨むのでありますから、令状を持つていく、また疑いのある点も明らかにして調べる、こういうことでありますから、そういうあり方でいきますなら

○大貫委員 関連して。

○奥村(又)政府委員　ただいま申し上

については、大蔵省として裏打ちがなければ、こんなものではできないはずがない。

そこで、第一は、国の出先機関に対する寄付金とかあるいは分担金とかいふような、国及び地方の出先機関に対する寄付金等について、大蔵省としては、政府としては、これを禁止するということをはっきりされる用意があるかどうか、それが第一番。第二番目には、自治庁がそういうふうに努力をするというならば——今年度、三十四年度では三百億近くて、三十五年度は白川治庁は九十億円を解消することを目標としておるそうでありますが、それらの解消のために、自治庁やあるいは地方自治団体が努力をするとするならば、国はその努力に対する多少の負担をする、予算を計上するということが、当然あり得るだろうと思うのだが、これについて、大蔵省としてその用意があつて、打ち合わせの結果行なわれるのであるかどうか。この二点を伺ひたいします。

○奥村(又)政府委員 実は、御指摘の問題は、私はまだ詳しくは聞いておりませんが、おそろく自治庁と大蔵省との事務的な折衝の段階にあつて、まだ私のところへ上がつて参つておりません。

○横山委員 私が見ております新聞には、地方財政法及び地方財政再建促進法特別措置法の改正案がまとまつたのので、十九日の閣議で決定して国会へ提出する。この法案の中における住民の税外負担の改正でありますから、おそろく私はこの法案の中にある程度感があるとおると思うのであります。われわれが大蔵委員会として重視すべきこと

は、国民の税負担ということ、本委員会の重視すべき大眼目の問題であるから、単に国税のみならず、地方税をも含んで今調査会で議論をしておるとするならば、この税負担がどのくらいあつて、その税負担をも含めて国民は税負担能力があるかないかを議論すべきではなからうか。それが、大蔵省として、知りません、自治庁のやうなことですか。また自治庁がさういうことをしたとするならば、当然大蔵省としては予算措置もめんどろ見るべきものではないか。さつきから聞いていますと、次官は知らないと言ひ、主税局長も、さあどうでしょうか、三百億ぐらいいささかお粗末ではないかと思ふのです。これはもう知らぬとおっしゃるならば、それはやむを得ませんから、次回の本委員会に、この地方財政再建促進特別措置法と地方財政法、二法案に関連して、税外負担は一体どのくらい国民は今負担しておるか、あるいはまた、その二法案の提出に際して、政府としてはどういう措置をとるかという点について、一つ資料を出していただきたいと思います。

それから、先ほどのことですが、長官はいらっしゃるのですか。

○植木委員長 長官はおきません。今呼んでおります。国税庁調査部長は来ております。

○横山委員 それでは、まず査察部長に、もうそこで話を聞いたと思ひますが、お伺いをいたします。先ほどの最後の御答弁は、この隠しマイクなるものは、第三国人に対して、公務執行妨害のような状況にあるときに、これ

を利用するのみであるという答弁がございましたが、それはどうであるかというところから御質問をいたします。

○竹村説明員 お答え申し上げます。小型録音機を使ひます目的として今私どもが考えておりますところのものは、実は査察調査に参りまして、場合によりましては、関係者からいろいろなことをお伺ひいたしまして、それを聞き取りいたしましたして調査をするわけでございますが、さういふ段階におきまして、担当官といたしましては、その場における質疑応答が間違ひのないやうに記録するように努めさせておるわけでございますが、と申し上げても、やはりあとからいろいろの問題も出てこないとも保証されないわけでございますから、そのとき作成いたしました調査書、それから実際の質疑応答とが、はたして真実であるかどうかというのを証明いたすために使ひたいと思つております。それで、小型にいたしました理由といたしましては、小型の方が何と申しましたも携帯に便利なものでございますから、小型にいたしましたやうな次第でございます。

○横山委員 簡単にそれではイエスカと第三国人であろうと関係なく、これは使用されるわけですね。

○竹村説明員 それは第三国人には限つておりません。

○横山委員 わかりました。それから、その次にお伺ひいたしましたのは、ここにマイクがございまして、このことを明示して使用するのですか。明示をせずに使用するのですか。

○竹村説明員 状況によると思ひますが、大部分の場合におきましては、ここにマイクがあるということをお知らせしてから使うようにしたいと思つております。

○横山委員 本委員会が問題といたしますのは、大部分であらうとなかろうと、これは便利なのですか。

○横山委員 万年筆のマイクなんか使ひませんね。ちゃんと録音機を前にそろえてやります。万年筆でやるやうな、さういふ隠しマイクという意味は、大部分が明示をせずに使うというのを想定したわけではありますまいか。

○竹村説明員 お答え申し上げます。私もといたしましては、もっぱら携帯に便利だということ意味で、小型を選定いたしましたわけでございます。

○横山委員 携帯に便利で万年筆に比べては、人をばかにしたやうな御答弁をなさるやうに願ひたいのです。これは隠しマイクという意味でしよう。携帯に便利だということ、手に下げるということか、あるいは万年筆にしかけたという意味か、どちらの意味が重視されるのですか。少なくとも相手にはわからぬやうに、秘密に録音ができるといふところに特色があるのではないですか。

○竹村説明員 何と申ししても、マイクは今までのものはかなり大型でございまして、私どもの方は小型を選定いたしましたわけでございます。もちろんその場合に、どういふ式のものを買つかうかというところは、まだ具体的にきまつていないわけでございますが、やはり携帯に便利のために比較的小型のものにしたい、こいういうふうに考えておるわけでございます。

○横山委員 携帯に便利だということ

は、相手にわかるかわからないかというのを度外視して、自分が持つて歩くに便利であるかどうかということが尺度になるわけです。少なくとも本問題が問題になりますのは、持つていくことが相手にわからない場合がある。そこには問題があるのです。少なくともあなた方が本マイクを利用しようというのには、相手にわからないことがあつて、従つて、相手にわからずに録音できるといふ特色を重視をせられてゐるのではないですか。

○竹村説明員 私どもの方のマイクを購入いたします目的は、先ほど御説明申し上げましたやうに、聞き取り書を作成いたしました場合に、それが後日さうでなかつたというやうな問題が出てくることを防止いたすのが目的でございます。従ひまして、先ほど申し上げましたやうに、まあそのときの事情にもよりますが、(どういふ事情か言つてみる)と呼ぶ者あり)ほとんど多くの場合におきましては、マイクでとりしてゐるということをお知らせいたしましてから使うつもりでございます。

○横山委員 ほとんどであるかほとんどでないかは問題の性質によりますよ。いいですか。これを持つておるといふことを相手はわからないのです。自分が言わなければ相手にはわからないでしよう。しかも、その目的が、考えられるやうに、もう隠しマイクなんだから、おのずから明瞭じゃありませんか。あなたがほとんど大部分だとか何とか言つてゐるのは、裏を返して言うならば、相手に明示をせずこのマイクを使うことがあるということを肯定しておるのです。

○竹村説明員 かりに隠しマイクで盗聴いたしましたものは、裁判になりましての場合の証拠能力の関係もございまして、私どもの方といたしましては、さういふことをするつもりはございません。

○横山委員 一体何を考えておるのですか。私どもが問題にしておること、かつて、あなたの任期中ではなかつたかもしれぬが、前任者のときに、調査査察といふことも近代的なあり方にしてもらなければならぬ、査察といふ名前が大体いかぬのだ、合理的に、科学的に、一つ調査機構を充実するならば、まだ許せるけれども、断じて人権をじゅうりんするやうなことがあつてはならぬと、あれだけかたくなつて、長官はそのとき全く仰せのごとく努力をいたしますと言つたではありませんか。相手に明示をせずにこの隠しマイクを使うことがあり得るとあなたが裏打ちをされたということは全く重大な問題で、人権をじゅうりんするものはなほだしいとあなたは思われないのですか。先ほど次官がうっかりおっしゃつたのですけれども、調査査察といふ機構があれば何をやってもいい、調査査察といふ制度がある以上は何をやつてもいいのだ、という考え方があなたの中にあるのではありませんか。

○竹村説明員 お答え申し上げます。査察のために人権をじゅうりんして差しつかえないのだといふことは、私どもは毛頭考えておりません。私どもは、平素の事務を遂行するにあたりまして、できるだけ人権の尊重という面につきまして配慮いたしておるつもりでございます。たまたま、本件につきまして、小型マイクの内容がどのよ

うなものであるかということ、問題が起ったわけでございますが、私もいたしましては、先ほど申し上げました通り、さような方法によりまして集めました証拠は、証拠力の問題もございまして、決してとるつもりはございません。

なお、私が先ほど御説明申し上げました場合に、事情によると申しましたのは、あるいはまあ予期しがたいような事情でもあるかと思つて申し上げたのでございまして、その点は、誤解を招きましたようでございまして、訂正申し上げます。私も、隠しマイクを使ってやるつもりは、証拠を集めるつもりは、毛頭ございせん。先ほど申し上げました通り、もっぱら聞き取りの正確性を期するという意味におきまして使うのでございまして。

○横山委員 私どもが問題にいたしましたのは、隠しマイクを使用するのが使用しないのかということです。私は明示をしてテープレコーダーを納税者の前に置いて質問すること自身もいかぬと思ひます。私はそういうことも許しません。いわんや相手に明示をせずして相手の言葉をテープレコーダーにとるといふことは断じて許しません。少し事務的に伺ひしますけれども、この隠しマイクの予算は計上されましたか。これは幾らで、そうして隠しマイクは全国で何カ所ぐらい配置をされるもので、内容はどのようなもので

○竹村説明員 お答え申し上げます。予算といひましては百三十万円でございまして、それで各局一台ずつを考へております。なお、内容につきまして、先生の方から隠しマイクというお

話がございましたが、私も、そういうものではなくて、むしろ小型のマイクを希望いたしておるわけでござい

○横山委員 その小型のマイクが隠しマイクなんです。そんな言葉でござい

○竹村説明員 申し上げます。国税局が十一ございまして、大体各局一台ずつの見当を予定いたしております。

○横山委員 重ねて言ひますけれども、そうすると百二十八万円、十一台だから一十十二万円で、十二万円の隠しマイクを各局に配置をして、その隠しマイクを全く人目にわからぬように身につけて、そうして納税者のところへ行つて、それを帰つてきてみんなで聞き合つて、うっかり言つたことを証拠にはしない証拠にする、おっしゃるわけですね。証拠にはしない証拠にする、おっしゃるわけですね、あなたの言ひ分は、そういう証拠にはしない証拠にする、というやり方が、一番陰險なんですよ。実は話し合つておつてもそれを言わない。言わないで、しかも腹の中は、あんなこと言つておつた、ちゃんとおれは知つておるのだからという態度だから、いつも納税者とそれから税務署との間に紛争が絶えないのです。証拠なら証拠として堂々と出す。証拠に対して議論を納税者にしてもらう。標準率表だつて

○竹村説明員 お答え申し上げます。すつかり見せて、こういう計算方式だ

け標準率表を持つておつて、いや、間違つてゐるに違ひないというやり方が一番陰險だと言ひます。なぜ隠しマイクを使うのです。あなたはとうとう逃げ回つて、証拠にはしないといつてそれでいて証拠にするのです。税務署だけの証拠にすることをほつきりおつしやつてゐるわけではないのですか。ですから私はもうこういうようなやり方はやめなければならぬ。

もう一つの問題は、第三者の通報制度です。密告制度です。密告制度はな

調査制度ですか。私は、こういうような調査制度のやり方が、これがしかも大企業、マンモス企業に対してばかりで

○竹村説明員 お言葉を返すようでは

しない、こういう趣旨を申し上げた

○大貫委員 ちよつと関連。

今の答弁は、はなはだけしかならぬ

○竹村説明員 私の説明が若干足りな

○大貫委員 使うつもりだといつて

るじゃないですか。そうしますと、こ

○竹村説明員 私の最初の答弁が少し

○大貫委員 これは大へんなごまかし

○大貫委員 最初には明らかに言つてお

のです。相手方に知らせて録音するならば、そんな小型のものなんか必要なんじゃないですか。どんな小型のものを使用しておるのですか。明示したらどうですか。一番小型というものはどんなものですか。

○竹村説明員 実は私まだ現物を――予算に要求いたしまして予算に載ったわけでごさいます。具体的にどういふものという品物を見ておるわけでごさいますので申し上げかねますが、ただ携帯に便利であるという点につきましては、私どもは重点を置いて考えております。いかさま現在あります録音機は相当大きくてございまして、持ち運びもかなり不便でござい

ます。○大員委員 それじゃ確かめておきますが、ほんとうにそういう録音機は相手方に明示せずして使用しないというのには確かですか。もしそうでないと、目に見えないものでないといけませんよ。万年筆みたいにポケットに入れて、明示したといつても、そんなことは信用できませんよ。要するに、もしそういうことを告げずに使用しておつたとするならば、重大な憲法違反ですよ。被疑者には黙秘権があるのですから、そうすると、黙秘権がある場合において、黙秘権のことを告げて尋問するでしよう。その場合に、あなたのこれから述べることは全部録音しますということになるば、黙秘権を主張するかもしれない、録音するのは私は述べない、こう言うかもしれないよ、黙秘権というのは憲法上保障された権利なんです。それを告げずに、ひそかにそれを盗聴機でとってしまつて、それで今度は供述書を補充するといふことになれば、これは憲法違反で

すよ。どうですか。ほんとうに先ほどの答弁が気になるのです。最初は、あなたは、原則として相手方に告げて録音するようなことをおっしゃっておるのですが、あとで変更されて、全部相手方に承認を得て録音しているとおっしゃっているのです。それで、しかも小型の録音機というものは、あなたは知らぬなんてばかな話はないと思うのですが、どうなんですか。そんなことはないでしよう。

○竹村説明員 私どもは関係者につきまして現在調査をとっているわけですが、その場合におきましては、やはり黙秘権の問題は関係者に知らせましてから聞き取りをとることにいたしております。従いまして、今度マイクを使うにいたしまして、今度はやり方の関係につきましては従来のやり方といささかも変わりはございせん。黙秘権の問題につきましては、やはりあらかじめ本人に告知するつもりでございします。

○石野委員 関連。今の小型マイクを使うという考え方も変わりはないようですが、それを明示するか明示しないかという問題を一つはつきりしなければいけませんし、それからもう一つは、いわゆる便利な小型のものだといふ容量は、ポケットに入れる程度のものなのか、それとも外で下げていくようなものをいうのか、その辺のところをはつきりしてもらいたいと思う。

もう一つは、相手方に明示するといふ場合に、マイクを相手に持たすのかどうか。その点をはつきりして下さいますか。マイクはどこかに隠しておいて、相手のしゃべっていることを録音する

のか。必ずマイクを納税者の方に持たすのかどうか。その点も明確に一つ聞かしてもらいたい。

○竹村説明員 お答え申し上げます。具体的にまだ購入すべき銘柄がき

まつてないわけでごさいます。先ほど申しましたように携帯に便利というのが一つの基準でございまして、盗聴するというのが基準でございせん。あくまでも携帯に便利だという基準に沿いまして購入するような手配にいたしたいといふふうに考えております。

それから、使用の場合に、相手方にマイクがあるといふことを告知するかどうかという問題でございしますが、これは全部告知するつもりでございします。(今度はずもりかと呼ぶ者あり)ただいまのところ、何というか、つもりという言葉が悪ければ、告知いたします。

それから、第三点で、マイクをどちらが持つかという問題でございします。これは場合によつたらどちらでもいいと思ひます。私の方といたしましては、要は目的に照らしまして、その場の応答が正確に記録されるようにいたしたいと思つております。

○石野委員 まだ銘柄がきまつてないからどういふものかわからないといふようなことで逃げておられるようだが、私は、今横山委員からのいろいろな質問を聞いてみますと、携帯マイクといふものはとにかく万年筆か何かにも入るような小柄のものになるように聞いているわけですね。とにかくその携帯用といふことの意味は、洋服のどこかに入れるといふことを意味してい

るように思われます。そうでなく、外で何か弁当箱でも下げるように持つていくものならば、これならば案外にわかりやすい。だけれども、ポケットの中に入れておいたり、その口で置いておいたりするようなことで、幾らあなた方がここでいいことを言つたつて、相手方に知らせなくても十分利益を果たせまうし、また私たちの心配しているいわゆる盗聴の用に供せられるわけですから、私は、銘柄の問題については、もうすでに予算もきまり、本年じゅうにそれを入れるといふことであるならば、それをはつきり知らしてほしいといふことが一つ。

それから、もう一つは、横山委員も言っているように、納税者に対してマイクを使うといふことについて、それ自体も一つ問題があります。しかし、問題ではあるけれども、かりにそれが明確に本人の前に置かれて、そうしてあなたにも黙秘権がありますよといふことを明示してやられる場合の録音であれば、それは本人も承知だからある程度のものは出てきますけれども、それでさえも問題があるのです。実を言つと、われわれは、やはりそういうような問題は全然相手にも知らせないで、そういうことをすることはよくない。

ですから、私はこの盗聴機に類するところの携帯マイクといふものを使うといふことについては、もっと真剣に事務当局において、使えるという問題だけではないに、先ほど来言っているように、憲法上の問題もあるもので、本委員会としては十分検討しなければいけない問題になつていふと思ひます。で、そういう問題について、全然あなた方は考慮しないでこれを考えてい

のかどうか。この点、奥村政務次官は、この問題についてどういふふうにお考えか、一つはつきり聞かせていただきます。

○竹村説明員 小型の録音機というの、その内容が確定いたしておきまへん関係上、非常な誤解を招いているようでごさいます。お話しにございしたような万年筆のような小型の、そのような極端なものは、私どももいたしましては考えておりません。

○奥村(又)政府委員 先ほども申し上げましたように、私としてはまだ全然内部で相談を受けておりませんので、さうそく内部で相談いたしまして、次会の委員会にまた御答弁を申し上げたいと思ひますので、しばらく留保願ひたいと思ひます。

れにて散会いたします。
午後一時十五分散会

いう態度がどういふ心理的影響を相手に及ぼすかということは、おのずからわかることでありましょう。マイクを前に置いて、たとえば街頭録音でもそうです。前に突きつけられて、さあさあと言われて、どういふ心理になるか。われわれ政治家やあるいは心臓の強いお役人やそういう人ならいざ知らず、庶民の中でマイクを突きつけられた感じというものを考えなければだめだ。これはまさに心理的な圧迫ですよ。ですから、マイクを明示して、前に置いて、だれにでもわかるようなものであっても、納税者の前にマイクを置いて、さあものを言えというやり方は、私は賛成できません。また、相手にわからない小型のマイクであつても、相手に明示するから使わしてくれということも私は賛成できません。なぜならば、それは保証がないからです。明示をしましたという保証がないからです。相手はわかりません。使つておる本人しかわからないのであります。そうしてそれは使わなかったといえは済むことです、証拠がないから。それでもって証拠にするからです。そういうことは、これは許さるべきことではありません。

私は、きょうの政府側の皆さんの御答弁のことについて、もう根本的に不満足であります。ですから、政務次官がおっしゃったように、一ぺん内部で十分議論をされて、次会は長官も一つ御出席願ひまして、できるならば大臣みずから本問題について一つ御答弁されんことを要望して、きょうの私の質問を終わります。

○植木委員長 次会は来たる三日午前十時三十分より開会することとし、こ

昭和三十五年三月四日印刷

昭和三十五年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局